

令和7年度身体障害者補助犬の貸付希望者の募集について

兵庫県では、身体障害者の方に対し、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の貸付事業を行っています。

つきましては、令和7年4月1日（火）より、下記のとおり補助犬の貸付希望者を募集します。

記

1 貸付対象者

補助犬の種類ごとに障害の種類及び程度が下表に該当する身体障害者で、原則として次の要件のすべてに該当する方。

- (1) 兵庫県内に居住する方
- (2) 自立又は就労等社会活動への参加に効果があると認められる方
- (3) 現に身体障害者社会参加支援施設及びこれに類する施設に入所していない方
- (4) 自己の所有に係る家屋以外の家屋（公営住宅及びUR等の公的な住宅を除く）に居住する方
にあつては、その家屋の所有者又は管理者から補助犬の飼育について承諾を得た方
- (5) 所定の訓練を受け、補助犬を適切に利用できると認められる方

※ 既に訓練事業者等で補助犬の貸付が決定されている方や、共同訓練等を実施されている方は対象になりません。

補助犬の種類	障害の種類及び程度
盲導犬	視覚障害1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
介助犬	肢体不自由1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
聴導犬	聴覚障害2級の身体障害者手帳の交付を受けている方

2 貸付についての相談、申請書提出期限及び提出先

あらかじめ居住地の市福祉事務所・町役場の障害福祉担当課にご相談ください。

なお、申請書の提出については、所定の申請書に記載のうえ、下記の提出書類を**令和7年5月9日（金）**までに居住地の市福祉事務所・町役場の障害福祉担当課に提出してください。

（申請書等所定の様式は、市福祉事務所・町役場の障害福祉担当課の窓口で配付しています）

また、申請にあたっては必ず事前（注）に、身体障害者補助犬法第3条第1項に規定する訓練事業者に相談し、意見書の作成を依頼してください。（意見書については、訓練事業者から県に直接提出いただきます）

●提出書類

- (1) 身体障害者補助犬貸付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 身体障害者補助犬飼育承諾書（様式第3号）〔自己の所有に係る家屋並びに公営住宅及びUR等の公的な住宅に居住する場合は除く〕
- (4) 現況届出書（様式第4号）
- (5) 管理能力申告書（補足現況届）
- (6) 身体障害者手帳の写し
- (7) 住民票の写し

（注）下記の書類は申請者から訓練事業者に依頼してください

- (1) 現在使用中の補助犬調査票（様式第5号）〔申請日現在、貸付希望者が補助犬を使用している場合に限る〕
- (2) 訓練事業者意見書（様式第6号）

3 その他留意事項

- (1) 申請書提出後、原則として申請者の自宅に訪問調査に伺い、調査結果及び申請書類を基に、総合的に審査を行います。

複数の申請があつた場合には、必要性・緊急性が高いと認められる方を優先させていただきます。

- (2) 貸付候補者に決定した場合は、県が指定する訓練事業者で訓練犬との合同訓練を受けていただきます。

- (3) 貸付決定後の補助犬の引退時期については、各訓練事業者の判断に従っていただきます。

お問い合わせ先：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課 稲田

Tel(078)362-4379 Fax(078)362-9040 E-mail: Akiko_Inada@pref.hyogo.lg.jp